

## 資料 4

### 〈例一〉北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案の説明

一九五九（昭和三四）年三月一〇日

○政府委員（増田盛君） 北海道寒冷地畑作営農改善資金

融通臨時措置法に關しまして、補足説明いたします。

この法律のねらいは、北海道の区域内におきます寒冷地帯はなほだしい地域、特定の寒冷地帯はなほだしい地域と具体的に申し上げますと、畑作地帯でございますが、この地帯に對しまして寒冷地畑作振興地域として指定いたしましたので、その農業者に對しまして必要な資金を長期かつ低利で貸し付け、それによつてその地域における農業者の経営の安定をはかるということが目的でございます。御存じの通り北海道の畑作地帯におきましては、自然的な条件あるいは経済的な条件等が互いに作用し合ひまして、冷害のつど農業経営が動揺しておるのでございまして、何とかしてこれを安定させたいという声の内外より高かつたのであります。政府におきましては、こ

その推進をはかることといたしたのであります。

次に、その内容に關して簡単に申し上げますが、北海道の寒冷地畑作振興地域の指定に關しましては、農林大臣が一定の基準を定めまして、この基準に基きまして北海道知事が申請をする、その申請に基いて農林大臣が指定する、こういうことになっております。この指定に關しましては、気象条件その他の自然的な条件あるいは経済的な条件を勘案しまして政令によつて定めたいと考えております。

次に、この寒冷地畑作振興地域におきますこの制度の對象となる農家がどのくらいありますかと申しますと、大体四万戸程度の農家になるのではないかと申すのでございまして、しかも、四万戸全部が今回の制度によりまして、農林漁業金融公庫よりの融資を受けるのではなくて、その七割程度の者が融資を受けるのではないかと、希望するのではないかと申す観点から、五カ年計画といたしまして、およそ二万八千戸の農家を融資の對象にいたしております。これに對する全体の公庫融資の額も、大

のような事情を考えまして、北海道の寒冷地農業につきまして、農林省内に特別な対策室を設置いたしましたので、昭和三十二年度におきましては、基本的な畑作営農の調査を行つたのであります。この調査の結果によりまして、この寒冷地帯の畑作農業の現状を改善して参りますためには、土地条件等生産基盤の整備をはかるということとはもちろんでございますが、それと同時に、こういう寒冷地帯の自然的あるいは経済的条件に適合する農業経営の確立をはかる、こういうことが痛切に必要と感ぜられたのであります。以上の見地から北海道畑作営農改善対策要綱を設定いたしましたので、昭和三十三年度から実施をするということになつたのでございますが、この資金に關しましては、特に農林漁業金融公庫の資金を活用するということとあります。個々の農業経営を對象にしまして、これに公庫融資をして、さらにこれらの農業者に對して営農指導を強化していく、そしてそういうことによりまして農業経営の確立をはからんとするものであります。今回はこの措置を法律制度として確立し、一そ

体百二十億程度のものを予定してあるのであります。

それから営農改善資金を貸し付ける場合の手續に關してでございますが、北海道の知事が、寒冷地畑作振興地域の区域内の農業者で営農改善計画を同知事に提出しまして、その認定を受けた者に対しては、この営農改善計画に記載されました改善措置を実施するために必要な資金を営農改善資金として総合的に貸し付けることになるのでございます。そしてその貸付金の貸付条件等も法律に規定してございます。ただいま総合的に貸し付けると申し上げましたが、普通、セット融資と申しております。通常の場合には農林漁業金融公庫の貸出は、事業別に貸し出しておるのでございますが、この場合に、今回の法律の制度によりましては、ばらばらの貸出ではなしに、まとめて貸す。従いまして、たとえば施設、畜舎、サイロ、あるいは農舎、こういう建物、施設、農機具それから土地改良、あるいは牧野改良もございまして、こういういろいろの当該農業者の営農改善のための必要な資金をセット融資として全部まとめて貸し出すと

いうところに非常な特徴がございます。

次に、北海道知事がこの営農改善資金の貸し付を受けました農業者に対して手厚い営農上の指導をすることはもちろんでございますが、これに対する必要な規定も設けてございます。また営農改善資金の貸付適格人の認定の期間も定めてございまして、これは昭和三十九年三月三十一日まで五カ年ということになっております。一応五カ年間に目標を置きまして、その間にこの地帯の農業経営の安定をはかろうとする趣旨からでございます。

〔第三十一回国会 参議院農林水産委員会会議録 第十五号〕昭和三十四年三月十日

### 〈例二〉引揚従業員への対応

一九五〇（昭和二五）年一月一〇日

昭和二十五年一月十日 引揚従業員配置委員会  
第四回引揚従業員配置委員会打合せ事項

病気のため待機中期間が上陸後満一ケ年に達したる時は、A社にて退職を勧奨し会社の都合による退職扱とし退職金を給与、打切る。

#### (二) 所属会社内定後病气判明者

所属会社内定後、受入工場にて体格検査の結果病气にて受入困難なる者は、A社の待機に戻し規程による待機中給与を支給し、病気回復後所属会社に引継ぐが、療養のため待機中期間が引揚上陸後満一ケ年に達したる時は、再度体格検査の上、採用不可能の者はA社にて退職を勧奨し会社の都合による退職として退職金を支給、打ち切る。

但し、所属内定日よりA社の待機に戻す迄の待機中給与は、所属内定会社にて支給負担する。

#### (三) (一)(二)の場合A社支払待機中給与並に退職金は、A B C三社にて按分負担す。

#### 五、所属会社内定後の給与並に退職金

第四項病気以外の引揚従業員は、所属会社内定日を以てA社待機中給与を打切り、所属内定会社に発令、

一月十日午後二時よりA社三階会議室に於て第四回引揚従業員配置委員会を開催し、左記の通り打合せす。

出席者 A社 石川、荘、藤田

（ママ以下同）  
B社 鈴木

（ママ以下同）  
C社 近藤、相川、磯田

打合せ事項

一、第五回外地工場待機中従業員所属会社決定の件

十三日に配置委員会を開催し本決定する。

二、未引揚従業員留守宛手当支給の件

従来通りA社にて支給する。

三、二十五年外度工場引揚従業員取扱の件

二十四年度引揚従業員と同様に取扱し、職場斡旋並に諸給与を支給する。

四、病気のため受入困難なる引揚従業員に対する取扱

#### (一) 引揚上陸当時既に病気の者

復職希望者は一応所属会社を内定するが、病気中の待機中給与はA社にて支払ひ、健康回復後内定会社に発令引継ぐ。

引継ぐ。発令後の待機中給与並に退職金は、所属内定会社にて支給する。

以上

苫小牧製紙株式会社「本社重役往復文書綴」

苫小牧市立中央図書館所蔵 A二〇五

### 〈例三〉終戦直後の自動車と運送業

一九四七（昭和二二）年二月

行政警察課関係

#### 一、自動車業関係

(一) 本道の自動車業者は昭和十八年統合して、現在

貨物自動車 六地区 六会社（外に日通支店有り）

バス 七地区 七会社（外に札幌、函館の

市営バス有り）

ハイヤー 五地区 四会社

で各地に適正配置し運営してゐる。これが自動車は

次の通である。

種別	実在	実動
貨物	一、九七三	一、一七三
バス	四二三	二八三
ハイヤー	二四七	一二〇
計	二、六四三	一、五七六

(二) 之が統制団体として

北海道貨物自動車運送事業組合

北海道乗合旅客自動車運送事業組合

北海道自動車整備統制組合

あり。業者の指導統制に当り業界の発展に努めてゐる。

(三) 本道の自動車は太平洋戦争頭初は相当数の車輛を保有してあつたが、其の後新車の割当少く整備も意の如くならず、貨物・乗用を通して約五割は廢車となつたのであるが、昨年元軍用自動車の払下により少々整備されたけれど、終戦後燃料の割当少きため稼働率低く、進駐軍関係及び食料燃料等の生活必需

一、交通取締関係

戦時中は輸送力増強に全力を集中し、交通取締は稍々寛に失した関係上交通事故も尠からず、交通秩序保持上甚だ遺憾の次第であるから、交通道徳向上と事故防止の為交通安全運動等を行つたが、未だ徹底を期し得ない状況である。即ち昭和二十一年中の交通事故は五〇七件にして、死者二六三名負傷者五九〇名の多数であつたから、更に充分の指導訓練を行ふと共に交通取締を強化して交通秩序の維持に努力してゐる。

一、元軍用自動車の処理状況

本道に在つた元軍用自動車で現在迄に当庁に発見されたものは、普通貨物自動車一、六〇一輛、乗用一六八輛、特殊車五六一輛、其の他小型車輛を合せ合計二、五四七輛であるが、関係官庁、民間有志を網羅した北海道特殊物件処理委員会に附議して配分したのである。之が配分決定に当りては、農・林・水産等の重要産業、官庁用、鉄道省営用、消防警備用といふ様に枠を定め、其の内容については各々主管官庁、関係統制

物資並に民生安定の為の輸送に重点を置いて運営してゐる。

(昭和十九年十月道内自動車数は二、六一一であり現在は約五千五百輛、内可動車は約三千八百輛である)

一、陸上小運搬業関係

(一) 組織は全道同業者を一丸として北海道陸上小運搬業統制組合を結成して本部を札幌に置き、各警察署単位毎に支部(四十八支部)を置いてある。

全道の組合馬総数は約二八、四〇〇頭(内專業一九、五〇〇頭、副業五、九〇〇頭、臨時二、九〇〇頭)である。

(二) 之が輸送力は全小運搬量の約八〇%にして、戦後復興に資する馬搬の役割は実に重大であるが、現下最大の隘路は馬糧の不足にして、各業者は闇価格により不正入手の上辛ふじて稼働してゐる。これがため収支償はざるを理由に闇運賃を收受して居る者もある。指導取締に意を用ひてゐる。

団体組合等に決定させ、それに基づいて払下を行つたのである。

北海道庁「長官事務引継 昭和二十二年二月」

北海道立文書館所蔵 A七・一 三六三三

#### 〈例四〉炭鉱向け増産奨励番組

##### ① ラジオ番組「炭坑へ送る夕」

一九四七(昭和二二)年八月一四日

(音声資料)

では、次の座談会に移ります。話題は、炭鉱の住宅問題について。ご出席の方は、和田経済安定本部総務長官、菅石炭庁長官、阿部戦災復興院総裁、司会は宮田が担当いたします。

宮田 去年の秋頃から炭鉱の住宅問題が非常に喧しくな

ってきたんですが、現在の炭鉱の住宅の状況、まず菅長官からお伺いいたします。

菅 戦時中は炭鉱では相当数の朝鮮人・中国人が働いておりました。これらの人々はほとんど大部分が単身者、独身者であり、また一般の内地人にしても単身者が非常に多かったのです。従って住宅も単身者のための寄宿舎が多く、世帯持ちの住宅が少なかったうえに、戦争中あまり補充もなかったので、損耗が甚だしくなっている。全国各炭鉱とも古い、汚い、また障子や畳なども甚だ悪くなっております。住宅らしい住宅というものは非常に少ないという状況でありました。これがために、炭鉱に安住、定着して石炭増産に勤しもうという人々がだんだん減ってまいりましたので、これでは石炭の増産もできないと。石炭の増産の隘路はまず炭鉱住宅にあるというようなわけで、石炭庁といたしましては二一年度に二五、〇〇〇戸の建設計画を立てまして、鋭意建設に努力したのであります。が、昨年の九月までに建設されました戸数は新築わず

かに五〇〇余戸にすぎないというようなことで誠に申し訳ないということに至りました。この不振につきましてはいろいろ原因もありますが、どうもこれではいかんということから、経済安定本部でも特にこの問題が重要視されまして、炭鉱労務者住宅の建設について、資金・資材の面、輸送面についても、最優先的順位を与えるということにあいになりました。これに関する強い法令も交付し、戦災復興院が建設の主務官庁として、関係官庁・炭鉱業者が一体となってその建設に非常な努力を払われました結果、昨年度下期においては五、〇〇〇戸の建設を、予定計画どおり完成したのであります。この非常事態におきましたところの実績は誠に素晴らしいものでありまして、復興院をはじめ関係官庁の協力と、炭鉱業者の並々ならぬ努力のたまものと、石炭庁といたしましては深く感謝しておるところでございます。

宮田 今菅さんのお話の、昨年下半年五、〇〇〇戸建設と。これだけではまだ不足していると思うのですが、

安本の和田長官、いかがでしょうか。

和田 お話のとおり、炭鉱労務者の住宅は去年の下半期に五、〇〇〇戸できましたが、まだまだ不足いたしております。今年の四月から六月の間におきます計画の戸数は、新築とか移改築・修理を合わせて、二二、二二戸であります。八月の末までにぜひこれを我々としては完成したいものと考えまして、去年の下半期同様、全力を挙げて努力をいたしております。また七月から九月以降におきましても相当数の建設をいたさなければなりませんし、これと同時に共同浴場であるとか、床屋・配給所・診療所といったような厚生施設につきましても、必要と認められますものはある程度建設いたしますように、目下各炭鉱からのご要求の戸数を整理、検討中ですが、炭鉱住宅の建設を一番真っ先に取り扱いますと、本年度の物資の供給力からみまして、戦災者・引揚者等の住宅の建設は、お気の毒ではありますがなかなか思うようにはまいらないのであります。政府としましては、まず炭鉱に住宅

を建てまして、労務者、特に今一番不足しております坑内夫、重要な仕事をしております坑外夫を優先的に新しく建てた住宅に入らせてまして、そういう方針によりまして、本年度石炭の三、〇〇〇万トンを目指して、それから一般住宅の建設を漸次増していきたいと考えております。

宮田 結局一般国民は、石炭増産のために今不自由な狭い住宅に住んで辛抱して、一日も早く石炭が現在よりはるかに増産されて、一般住宅の建築も今より楽に出来る日を待っていると、こういうわけですね。

和田 そうなんです。このことは炭鉱のみなさん方の胸の内に是非よく入れておいていただきたいと、私は思います。

宮田 炭鉱の住宅というのは、今まで私たちが聞いておりますところでは、ずいぶんひどいようなんですけれども、今新築されております炭鉱の住宅はどんなものでしょうか。

阿部 これまでの炭鉱労務者住宅は、概ね、通称坑夫長

屋と言われるように非常に狭い、しかも非文化的でそして古びた住宅でありました。日本の産業の基礎資材であるところの大切な石炭を掘っております坑夫さん方に対しまして、まったくお気の毒な有様なので、できる限り立派な住宅を建てていただきたいとお願ひしておりますが、ご承知のように現在の日本ではあらゆる資材が払底しておりますために、なかなか思うようには出来かねております。炭鉱関係の住宅を計画どおり完成させるために、先ほど安定本部総務長官の言われましたように、一般国民の方々の住宅、例えば戦災であると引揚者であるとか、そういう方の住宅は、これはだいたいだいま四二〇万戸ほど不足しているのであります。それに対しまして極めて僅かしか建てないぐらいに切り詰めて、余裕をここに作って、炭鉱住宅を建設するように計画しております。このために、先般来復興院でも炭鉱住宅課を新設いたしました。その建設に馬力をかけておる次第であります。また一戸当たりの坪数も、本年度は一般の住宅は平均五

坪以下でありますのを、炭鉱住宅につきましては特に地方別に平均一二坪及び一三坪半の標準型を定めて、資金・資材の合理的な活用を図るとともに、一面炭鉱の実情に即しました進歩的な住宅を建設するように、特別の工夫を凝らしておるのであります。最近の炭鉱住宅は、これまでのとたいへん違って、その面目を一新いたして非常に住みよい、立派なものが出来ておる次第であります。

宮田 ただいまの阿部総裁のお話で、一般国民住宅に先立って現在建設されております炭鉱の住宅は、随分立派になっていくようにございまして、これだけでも気分も良くなります。労働能率も向上し、我々国民は大いに石炭増産に期待が持てるわけなんです。菅長官、将来の炭鉱住宅の建設について、ご希望でもお話し願えませんか。

菅 本年度は不足している住宅を建設しまして、炭鉱労働者の収容力を増加させることが中心であります。来年度からは従来より古くなって腐朽した住宅を順次建

てなおしていきたいと、こう考えております。それにはまず石炭の生産を確実に増加いたしましたして、資材の供給力を増し、住宅を建てやすくすることが肝要だと考えておるのであります。なにしろ住宅は現場の諸君が一日の疲れを休めて明くる日の活動のエネルギーを蓄積する所でありますので、できるだけ明るく気持ちよく使いよくすることが非常に大切なことでもあります。ことに炭鉱の仕事は半永久的な仕事でありますので、住宅につきましても半永久的な丈夫なものが必要です。しかもこれに住む坑夫さんたちが、自分の家として心から愛し親子何代もがこの家とともに炭鉱の仕事に勤しむというようにしていきたいと思っております。それがためには例えば、寒い北海道に建てる場合には、寒さを凌ぐという点も特に考えまして、ストーブを取り付ける部屋を特に設計するか、床下・天井裏等の保温的構造等の型をまずまず研究いたしまして、一日も早くよき住宅の建設を実現したいと思っております。つまり住宅の建設は、今のところ応急

施設であります。おおい住宅建設はそれ自身がただちに福利厚生施設であるところまで進ませて行きたいという理想を持っているのであります。

宮田 どうも、いろいろありがとうございます。一日も早く住みよい住宅が炭鉱にどしどし建ちますよう、今後ともよろしく願ひいたします。炭鉱の皆さんもどうぞご期待ください。そして一層増産にお励みくださいますようお願いいたします。

座談会、炭鉱の住宅問題について。ただいまのお話は和田経済安定本部総務長官、菅石炭庁長官、阿部戦災復興院総裁でございました。

NHKラジオ第一放送、昭和二年八月一日放送

NHKアーカイブス所蔵

## ② 炭鉱向け番組の編成

一九四八（昭和二三）年一二月

番組編成

社会放送一九、炭坑へ送る夕

日本経済再建の原動力として石炭の増産が特に重視され放送においてもこれに資すべきとして、炭坑へ送る夕が新設された。二一年八月から毎週木曜の第一放送午後八時から三〇分間、炭坑人を主に対象とするが、日本経済の基礎から国民生活の全般に係る石炭産業の重要性を一般に認識させる意義を少なからず考慮されている。形式はニュース・話・録音・音楽・演芸等の綜合番組で、概ね一流芸能人による慰安番組のうちに、石炭関係のニュース・解説・話・重要行事の録音等を織り込み、三、〇〇〇万トン達成のために炭鉱関係者を啓蒙激励するとともに、これに対する一般の関心を昂めることにつとめた。

特記してよい放送としては二一年一〇月の常磐好間炭鉱並びに二二年一二月の九州三池炭坑における炭坑慰問中継放送、二二年常磐湯本炭坑における天皇陛下行幸実況録音、二二年一二月全国炭坑のど自慢大会等である。

〔中略〕

「ローカル放送 札幌中央放送局の項」

◇石炭増産特別放送

二二年一月二一日から一カ月間に亘りこの運動が展開されたので放送番組を特別編成した。即ち炭鉱調査団の来道に際しては放送記者が随行し現地ニュースを東京にも送り、また録音班も同行して報道の任に当り、二三年一月以降毎週日曜日午後七時三〇分から「再建の礎」を放送、また「炭坑の夕」の時間を設け、毎水曜日の午後七時三〇分からは旭川・帯広・釧路の各局と共に増産についての話・座談会・演芸等実施した。

この他炭量の懸賞募集や、別記のとおり報道に万全を期した。

日本放送協会『ラジオ年鑑 昭和二十三年版』

昭和二十三年一月

国立国会図書館所蔵